

平成18・09・27関東産保台13号

平成18年10月3日

鉾業権者  
各鉾山 殿  
鉾業代理人

関東東北産業保安監督部長



地価税の課税の特別措置の適用に係る証明書申請について（鉾山保安法関係）

上記について、別添のとおり経済産業省原子力安全・保安院から通知がありました  
のでお知らせします。

## 地価税の課税の特別措置の適用に係る証明書申請について（鉱山保安法関係）

地価税法（平成3年法律第69号）第17条第3項に基づく地価税法施行規則（平成3年大蔵省令第31号）第5条第8項の規定に基づき、証明書を交付する手続きのうち、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に係るものは、この要領の定めるところにより行うものとする。

## 1. 本要領の適用範囲

本要領は、地価税法施行規則第5条第8項の規定に基づく証明書のうち、地価税法別表第2第2号ロに係るものの交付について適用する。

## 2. 証明の対象となる土地等

証明の対象となる土地等は、鉱山保安法第13条第1項の規定により届出をした建築物、工作物その他の施設に係る敷地のうち、地価税法施行規則第5条第2項第8号から第12号までに規定する区域（各号のうち当該敷地内の施設又は設備に係る号に基づく部分に限る。）とする。

## 3. 証明申請権者

鉱山保安法の届出をしている事業所等の敷地の所有者が、当該届出に係る事業者と異なる場合には、当該所有者及び事業者の両者が、証明を受けることができる。

## 4. 証明書交付等の手続き

## (1) 証明の申請

証明を受けようとする者は、原則として、初めて証明を受けようとする年の前年の12月31日までに、別紙の証明申請書を産業保安監督部長、産業保安監督部支部長又は産業保安監督事務所長に提出するものとする。

## (2) 証明書の交付

証明を申請している土地等が、2.の土地等に該当する場合には、産業保安監督部長又は産業保安監督事務所長は、当該申請書の下段に必要事項を記入し、証明を行うものとする。

当該証明書の交付は、原則として、証明を受けようとする年の1月1日以降2月末までに行うものとする。

## 5. 証明書の効力

証明書に係る課税時期の属する年の翌年以降の課税時期についても、当該証明の基礎となった事実（施設の位置等）に変更がない限りにおいて、当該証明書は、当該変更のない課税時期に係る証明書として効力を有するものとする。

したがって、当該証明書の基礎となった事実に変更があった場合には、当該証明書は無効となるので、改めて、変更の事実に基づき申請を行うものとする。

## 6. 二以上の特例規定の適用を受ける土地等

一事業所に二以上の設備が設置されている場合又は一事業所が二以上の法律等の規制の適用を受ける場合は、当該事業所内に地価税法施行規則の二以上の特例規定が重複的に適用される土地等有り得るが、その場合いずれの規定に基づく証明を受けてもその効果は同じである。

したがって、特に一事業所が二以上の法律の規制の適用を受ける場合の重複部分については、面積の算定が容易となる方法で区分し、鉱山保安法に係る証明を受けようとする部分についてのみ、本要領に基づく申請を行うものとする。

地価税の特例に係る土地等の確定についての証明申請書

別紙

年月日

殿

住所

氏名（名称）

地価税法第17条第3項に基づく同法施行規則第5条第8項の規定に基づき、地価税の特例措置を受けるため、下記の施設に係る土地等が〇〇年1月1日において価税法別表第2第2号ロの土地等に該当することを証明願います。

記

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 届出をした者等の名称  | （届出をした者の名称）           |
| 届出に係る施設の所在地 | （届出書と同じ住居表示により記載のこと）  |
| 適用規定        | （当該施設に係る規制法令の条文番号を列挙） |
| 特例規定        | （地価税法施行規則の適用条文番号を列挙）  |
| 特例対象の土地の範囲  | 別添の図面のとおり             |

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。なお、本申請書は、特例対象の土地等の範囲が変更した場合には失効します。

年 月 日

産業保安監督部（事務所）長 印

（ご注意）

この証明の基礎となった次のような事実に変更が生じた場合には、この証明書は無効になります。

- ①事業所等の敷地に変更があった場合
- ②届出に係る施設の位置に変更があった場合
- ③その他、証明の基礎となる事実に変更があった場合

## 証明申請書の提出に係る注意事項

### 1. 証明申請書の提出先

証明申請書は、所管の産業保安監督部長、産業保安監督部支部長又は産業保安監督事務所に提出すること。

### 2. 証明申請書の記載事項

- (1) 証明申請書の「住所」及び「氏名(名称)」は、地価税の課税の特例を受けようとする者の住所及び氏名(名称)を記入すること。
- (2) 「届出に係る施設の所在地」は、届出書と同じものを記載すること。
- (3) 「適用規定」は、鉱山保安法施行規則の適用規定を第○条第○項第○号、イ、ロ、ハ等と記入すること。
- (4) 「特例規定」は、地価税法施行規則の適用規定を、第5条第2項第○号と記入すること。

### 3. 証明申請書に添付する図面の作成方法

- (1) 図面には、当該事業所等の敷地部分について、地番表示を記載すること。
- (2) 図面には、当該事業所等の概況が分かる適宜の情報のほか、
  - ① 当該事業所等の敷地の範囲
  - ② 敷地のおよその規模を示す一辺の長さ等
  - ③ 敷地内にある施設又は設備(課税の特例の基礎となるもの)の位置
  - ④ 特例対象の土地等の範囲
  - ⑤ 特例対象の土地等の範囲を示す曲線の個々の部分ごとに、その施設又は設備からの距離
- (3) 図面は、当該事業所全体で一通作成し、これに当該事業所等内の施設に係る特例対象の土地等の範囲を全て記入すること。

また、当該事業所等が二以上の法律の規制を受ける場合(特に、当該事業所等の敷地の中に、二以上の法律に係る特例が、重複的に適用される土地等がある場合)にも、作成する図面は一通とし、申請(申請書は法律ごとに一通作成し、担当部署に提出すること。)に当たっては、このうち当該申請により証明を受けようとする部分がどの部分であるかを明らかにすること。
- (4) 図面には、特例対象範囲の面積を記載すること。面積は、当該事業所等の敷地であって、保安距離内にある土地等の面積を正確に算定すること。なお、別添の例を参照のこと。

### 4. 特例対象土地等の面積の積算根拠の添付について

図面の提出に際しては、図面に記載された特例対象の土地等の面積の算定方法がわかる簡便な資料を添付すること。様式は問わない。

別添

